

ご存知ですか？

納税者の
権利を奪う

国税通則法の「改悪」案

— ねらいは所得税、消費税の大増税 —

経営と暮らし、地域経済を守る

民商で仲間を増やそう

納税者の権利

OECDの「納税者の権利と義務」報告書は1990年、納税者の権利保護に係る基本原理として、①情報を得、援助を受け聴取される権利、②不服申立ての権利、③適正な税額以外を払わない権利、④正確性の権利、⑤プライバシーの保護、⑥機密保持と守秘義務の6つを勧告しました。まだ憲章がなかった諸外国はこれに基づき、納税者の権利憲章を含む納税者権利保護制度を導入しました。

一方、日本政府は1月25日に国税通則法を、「国税に係る共通的な手続き並びに納税者の権利及び義務に関する法律」と名前を変えることを閣議決定して、3月中に可決しようとしています。この法律には納税者に新たな義務を課して、権利を侵害することを可能にする内容のものが多く含まれています。今まで日本は、世界的水準に則した法制度への見直し等を行ってこなかったばかりか、今度はさらなる徴税強化に踏み切ろうとしているのです。

納税者権利憲章の制定は、多くの納税者が望んでおり、韓国でも税収アップにつながっています。また、諸外国の例を見ても、納税者権利憲章の導入と罰則の強化とは結びついていません。納税者の権利確立の見返りに罰則を強化しようとしていることは世界的水準には逆行しているのです。

「納税者の権利」が守られない 税務調査になる

今の法律は「税額は納税者の確定申告で決まる」が前提です（＝申告納税制度）。また、一般の税務調査は、「納税者の理解と協力」を得て行われるものです。しかし、今回の改悪案が通ると「税金は税務署が決めるもの」「いくらでも好き勝手に税務調査できる」に変わります。全ての納税者が犯罪者扱いされることになるのです。

税務調査 やりたい放題

1 調査期間

無申告への調査と同じ5年って何でやねん！まともな理由もなしに延長なんて…。こんな長期の調査なんか耐えられません。

現行 個人3年 ⇒ 改悪 5年に延長

2 記帳義務

税務署が「不十分」と判断すれば、一方的に税額を決められるように。記帳は大切です。でも「上から強制」は間違い。国会決議にも違反(注1)。

現行 中小業者に配慮 ⇒ 改悪 全事業者を記帳義務化

3 帳簿書類

「帳簿書類その他の物件」って範囲があいまい。これでは、税務署に言われるがまま。何でも見られて、何でも持って帰られちゃう。

現行 必要範囲だけ調査、提出は任意 ⇒ 改悪 提示・提出が義務(罰則付き)

4 事前通知

事前通知の「例外」を法律化して、逆にいくらでも無予告調査が可能に。調査理由も伝えられず、これって「税務運営方針」(注2)に反しないの？

現行 通知を励行 ⇒ 改悪 「通知なし」合法化

5 反面調査

(銀行・取引先への調査) 本人には反面調査を知らせず、反面先には調査範囲を示さず…。家族の分も含め、資料収集され放題。プライバシーよ、どこ行った？

現行 必要な場合のみ ⇒ 改悪 本人には知らせず、好きなだけ調査

6 修正申告

「修正申告」は納税者が決めること。それを「法的に強要できる」って意味わからん。しかも強要に屈したら、不服申立ての権利まで奪われちゃう。

現行 納税者の判断 ⇒ 改悪 税務署が強要

7 その他

「再調査」できる、罰則強化など、とんでもない法律が盛りだくさん…。

民主党は「納税者の権利を守る法律」という名目で、「税務署の権限を圧倒的に強化する法案」を成立させようとしています。また、納税者に番号制を導入して、監視・管理もしようとしています。

この改悪案が出てきた過程には、税制調査会の専門家委員会など、素案を協議する会議の委員に、ほとんど専門家が選ばれていない背景もあります。さらにほとんどの国民が現在もこの大改悪案を知りません。



2011年3月用

班会資料

注1)1984年付帯決議「申告納税制度の趣旨にのっとり、かつこれまでの経緯や納税者の実態に十分配慮し、小規模事業者に過大な負担とならないよう円滑な運用を図ること」

注2)国税庁が定めた通達「事前通知の励行に努め、また現況調査は必要最小限にとどめ」と明記。